M N STAFF COLUMN
人材の現場から

2026.10

最低賃金が上がった今、
企業が考えたい人材確保、仕事選びで知っておきたいこと

2026 年 10 月、各都道府県で最低賃金の改定が始まっています。
2026 年度は全国加重平均が 1,177 円となり、47 都道府県で最低賃金が引き上げられました。最低賃金は、働く人にとって「自分の賃金を確認するための大切な基準」です。最低賃金の引上げは、働く人にとって重要な変化である一方、企業にとっては人件費だけでなく、求人条件や既存スタッフとの賃金バランスを見直す機会でもあります。
これから仕事を探す方はもちろん、現在働いている方も、求人票や雇用契約書に記載されている時給などを確認してみることが大切です。

2026 年度 最低賃金のポイント

- 全国加重平均 **1,177 円**（前年比＋56 円）
- 全国 47 都道府県で引上げ
- 引上げ額 **54 ～ 65 円**
- 発行日 **10 月 1 日～ 12 月 2 日**（都道府県により異なります）

最低賃金って何？

働く人のための
「最低限の賃金」です。

最低賃金はすべての労働者に適用される賃金の下限です。
これを下回る賃金での雇用は法律で禁止されています。

自分の時給を確認しよう

最低賃金以上か、
必ずチェックを！

求人票や雇用契約書には、時給や月給などの賃金が記載されています。「最低賃金を下回っていないか」「交通費や手当を含めた時給はいくらか」などを確認しましょう。

営業エリアの最低賃金（2026 年度）

都道府県	最低賃金（円）	発行日
東京都	1,280	10月1日
神奈川県	1,279	10月1日
埼玉県	1,196	10月1日
千葉県	1,195	10月1日
茨城県	1,136	10月18日
栃木県	1,125	10月1日
群馬県	1,120	10月3日
長野県	1,117	10月2日
宮城県	1,098	10月1日
福島県	1,094	10月16日
山形県	1,092	10月30日
岩手県	1,090	12月1日

※2026 年 10 月 10 日時点の情報です。発行日前の地域は、発行後の金額を掲載しています。
詳しくは厚生労働省の全国一覧をご確認ください。

最低賃金の引上げで見直したい 3 つのポイント

❶ 求人条件の見直し
時給だけでなく、勤務時間・勤務地・仕事内容・シフトの柔軟性など、求職者が重視する条件を総合的に考えることが大切です。

❷ 既存スタッフとのバランス
新たな賃金水準を踏まえ、既存スタッフとの給与バランスや評価制度の見直しも必要です。

❸ 採用・定着につながる職場環境
賃金以外にも、働きやすいシフト体制、教育・サポート体制、職場の雰囲気などが採用や定着に大きく影響します。

m.n.staff
株式会社エムエヌスタッフ
人材派遣｜有料職業紹介｜業務委託
東京都港区西新橋 2 丁目 -8-1　ワカサビル
TEL：03-6265-9652　URL：https://www.mnstaff.co.jp